

## 浜岡 5 号をめぐる現状と東海地震の恐怖

(浜岡原発を考える静岡ネットワーク 長野栄一さん)

浜岡原発は、中部電力が1960年頃に三重県の芦浜に原発計画があると発表し、三重県の地元の方の猛反発を受け、やむを得ず静岡県に持ってきたものである。地元には、4号炉までで終わり、「これ以上作りません」と浜岡原発の所長が明言した。ところが、「実は新しい需要ができた」と、その約束をホゴにされ、5号炉が着工された。5号炉は一昨年の3月に着工し、いま35%くらいの進捗率で、柏崎刈羽6・7号炉と同型の出力135万kwである。当初、私どもは4500億くらいで5号炉ができると承知していた。敦賀の方は2つ合わせて6000億あるいは6000億を切るということで、工事費の切り詰めが、当然工事の手抜きにつながるかと心配している。

私たちは、予想される東海地震に対する原発震災問題と、5号炉の建設反対運動と、既設原発の老朽化問題、プルサーマル計画の反対運動をやっている。

### 浜岡原発 5 号炉の手抜き工事

現在浜岡では、浜岡原発 5号炉の建設が進められている。2号炉の頃から建設に携わっている建設業者の話によると、建設単価の切り下げによる手抜き工事と素人仕事が行われているとのことである。その実態は、以下のようである。

- ・ 5号炉建設の特徴は、3号炉の頃と比べれば工事単価が著しく削られて、下請け業者は皆泣いている。従って工事そのものも非常にズサンになっている。
- ・ ある資材納入業者によれば、3号炉頃まで

は少々高くついても品質の優れた製品の納入を要求された。しかし、4号炉の頃から経済性が優先されるようになり、今回の5号炉では一段と厳しくなっている。その結果、工事関係者は手抜きをせざるを得なくなっているという。

- ・ 例えば、鉄筋の間隔も以前より広げて組まれているという。
- ・ 実際に仕事をする作業者は急ぎょ集められた素人が多く、段取りが悪い。また、工事を管理すべき監督も、素人が多いという。

### 東海地震と浜岡原発

浜岡原発は、東海地震想定震源域の中央にあり、4機が稼働し、1・2号炉は20年以上の老朽炉である。しかも、地震の揺れで核暴走を起こすBWR型炉である。自動停止に失敗すればチェルノブイリ級の事故になると考えられる。

2000年8月の地震予知連絡会で「1996年10月5日に川根のプレート境界で起きた地震により、固着域が剥がれ始めている可能性がある。もしそうならば、M8級の地震はすでにいつ起きても不思議でない段階」との報告があった。2001年4月3日には川根付近でM5.1の地震が起こり、「東海地震に向けて、留め金のボルトがまた1本外れた」との警告が行われた。

### 耐震設計の審査指針見直しを要求

浜岡原発震災を防ぐため、災害が及ぶと心配される東海・関東の市民に呼びかけ、「東

海地震を考える市民ネットワーク」が2000年9月3日に発足した。「浜岡原発震災を未然に防ぐために・院内連続学習会」が国会議員や市民を対象に参議院議員会館で開催された。

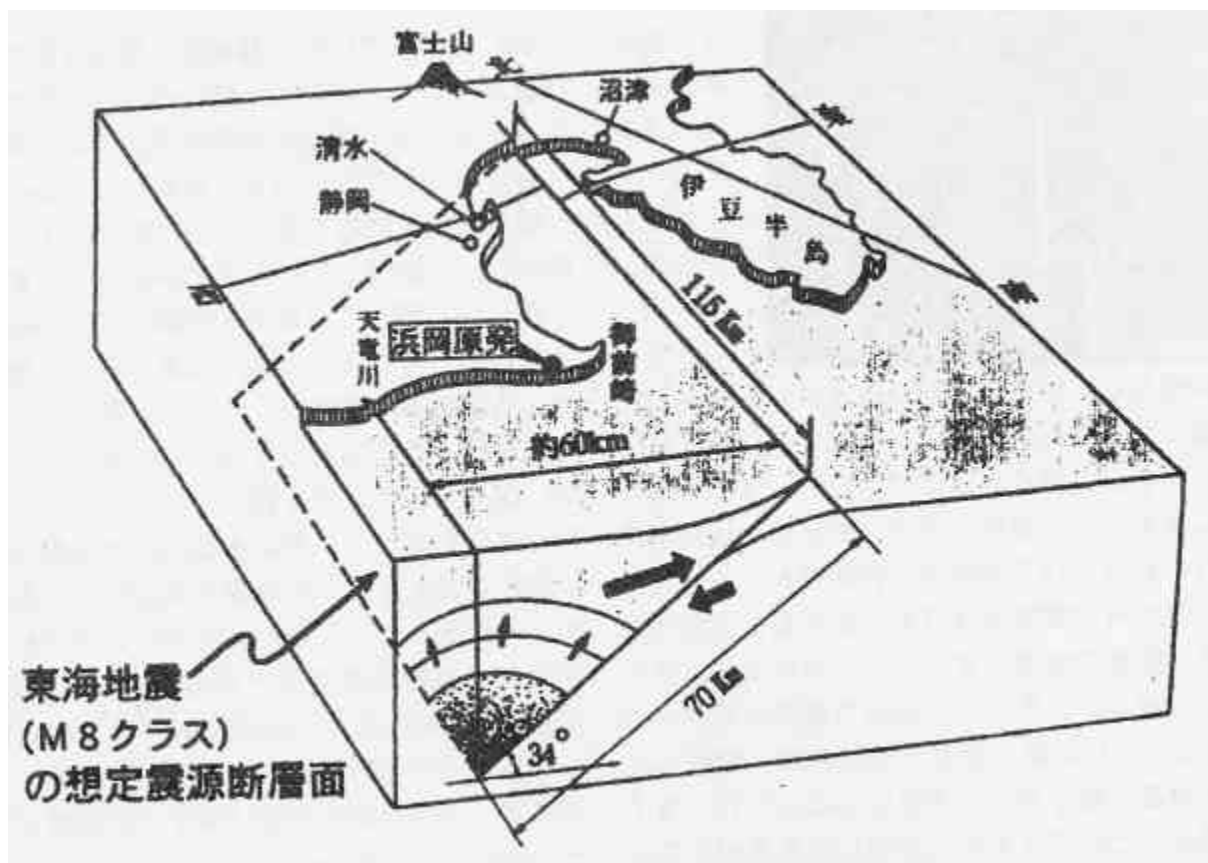
また、東海地震の発生に備えて中部電力に対して即時運転停止を、耐震設計指針の見直しのうえ安全審査をやり直すことで県下の議会と静岡県下の市長に対し請願を行った。静岡県議会は、昨年12月19日、原子力発電所の耐震安全性に関する意見書、耐震設計の審査指針の見直しをして欲しいという意見書を内閣に提出した。これは、熱心な県会議員が話をまとめてくれた。各市町村においてもこのような動きが出てきている。清水市と磐田市では、原発を止めるとまでは言っていないが、耐震設計の審査指針を見直してもらいたいと

いう意見書を内閣に提出した。あとの市町村は採択されずに残っているが、根気よく働きかけたいと思う。

### 静岡空港反対の運動と連帯し、運動を強化

静岡県では静岡空港の問題もあり、空港問題の住民投票条例制定の署名運動が行われている。有権者の50分の1にあたる6万人に対し、29万4千人の署名が集まった。その結果、県知事は、「静岡空港の問題で県民投票条例を制定し、その結果を見て判断する」と発言した。静岡空港反対の仲間と原発反対の仲間がほとんど重なっているので、原発問題も当然このような方向に行くのではと考えられる。

(文責：若狭ネット編集部)



## 自然豊かな上関原発立地点を譲らぬ、漁民・市民の力強い大衆闘争

上関からの報告（原発に反対し上関の安全と発展を考える会 河本広正さん）



全国で今最も注目されているのは上関だと思う。国、県、中国電力、そして上関の町長がありとあら

ゆる方法で、こういう状態にしてしまったのだ。

### 敷地内に反対派が土地を確保

こういう状態になって、日本中が「もう上関には原発ができるんじゃないだろうか」と思われるかもしれないが、決してそういうことはない。それは、今まで原発をつくったところで、ここくらい条件の悪いところはないからだ。

土地問題は全く解決していない。1号炉の炉心の土地はお宮の宮司の土地で、10万㎡。その周りに共有地の裁判をしている土地が点在する。5月24日に、資源エネルギー庁長官に10分間会ったが、「これがあるから前に進みにくい」と言っていた。県知事も国への意見の中で「お宮の土地が解決しなければ、15万㎡の埋立の許可も下ろしません。保安林の解除の許可もしません」と言った。中電が陸地で買収しようとしている土地は15万㎡にすぎない。その外には反対派の土地がある。最初は150万㎡買う予定だったのが、徹底した反対派の土地があってどうにもならない。5千万円とか億出すと言って買いに来るが拒否される。外側でも反対派の土地は近いところで250m。そういうところだからわずが15万㎡しか

買えない。これじゃあできないから、海を15万㎡埋め立て、合わせて30万㎡の所に無理矢理作ろうとしている。

その上、お宮の未買収地が15万㎡の中に含まれる。共有地裁判で争われているのも中に含まれる。これも我々は勝てる自信を持っている。国の方は、中国電力と上関町長の「そのうち解決する」という報告だけを信用して、公開ヒアリングを1回やったからつくれるという考えだ。我々が「現場に来てくれ」と言うのに、全く来ないでどんどん話を進める。

宮司について言うと、こんなすばらしい宮司が日本にいるかというほど凄い。土地売却は「神の道に反する」と言う。宮司を解任する動きもあるが、神社本庁も「こりゃ、どうにもならん」と言っている。宮司は「解任されればそれまでだが、ごくごく一部の者が自己の権利を保身するため、神社信仰を破壊し人間の基本的生活を奪うような行為をくり返している。私たちは全国民に向けてあるべき司職としても姿勢を示し、正義はどこにあるのかを訴えて続けていきたいと思っています。司職たるものは自らを犠牲にしても氏子の人々の真の暮らしを守り抜く義務があります。」こういう風に、彼は今、命がけだ。この前もちょっとしか会えなかったが、顔面蒼白で、命を賭けているから。これを神社本庁も知っているからなかなか手が出ない。

住民合意もない。町長選を5回やって向こうがみんな勝った。しかし、選挙での不正転入事件では、結局中電社員を含めて150名、くわしく言えば200名近くが不正転入した。町会議員も18名の中で初めは反対は1名だったが、次の選挙で7名が反対になり11対7。現在は定数減で10対6となっている。



朝日新聞の調査（2000年12月）でも、全県でも上関町でも反対が多い。周辺の2市5町では反対が絶対的に多いし、全県でも反対が多いと出ている。

### 粘り強い祝島漁民と市民の闘い

それと、海。祝島では毎週月曜日の島内デモは600回を超えている。その人々がますます強くなっている、最近。この前も県庁に行って、16日から10日間座り込むはずだった。県知事が23日に早くも報告してしまったが、23日までずーっと泊まりがけの座り込み。多いときは数百名、普通の時も百名。さすがに19年間会ってくれなかった県知事も「もうしょうがない。会おう」というのでとうとう会えた。祝島の人々ががりしているし、島だけで島おこしが非常に有名。極端に言うと、上関町の他の漁業はみなダメだが、祝島は黒字だ。驚くことには原発が来る20年前の各家の所得より、今の方が上がっている。島内が一つに固まって、何をやっても一緒にいつもニコニコ反対運動やっているのだから、こういうことになるのだと思う。あそこだけが、熊毛郡の中でも一番伸びている、全てが。

そういう状況が祝島でもあるし、いま一生懸命全力をあげて頑張っているのが、「上関原発予定地は『究極の楽園』」。全日本の生態学の学者、中国地方の学者が、外国からも学者が来て「こんな所が日本にあるのか」と

というような所だ。日本で初めて、世界で初めてという生物がここにいる。環境庁へは学者をいっぱい連れて10回以上行っているがぜんぜんダメだ。今のような町長を出しているのは町民が一番悪いので、その点はお詫びをしておきたいと思う。

今裁判を4つやっている。今1審をやっている、さきほど言った共有地の裁判。

そして、最高裁で争っている土地所有権の裁判。

それから海の裁判。8漁協が祝島漁協抜きにして管理委員会をつくっているが、原発立地点を使っているのは、祝島漁協と四代漁協だが祝島漁協がほとんどで、あとの漁協はここでは魚をとっていない。祝島は江戸時代から有名な鯛の産地で、ここでずーっとやっている。その祝島を抜きに管理委員会をつくり、中国電力が160億円の補償金を管理委員会に出した。祝島はそれを拒否し、管理委員会と中国電力を訴えている。

それから、株主裁判。中国電力の株主が社長以下重役3~4人を「原発ができるかできないか分からないのに160億円も出し、今、その半分出しているが、それはけしからん」というので訴えている。「もし出来なかったら、社長と重役が3人がその金を払え」という非常にきついものだが、それも何か非常にこっちの方が調子が良いと言われている。

（文責：若狭ネット編集局）

## 耐震設計のゴマ化しを鋭く追及する、島根 3号増設反対の粘り強い闘い

島根からの報告（島根原発増設反対運動 芦原康江さん）



島根 3号については、残念なことに設置許可申請が中国電力によってされてしまった。その増設問題のさなかに島根原発

のすぐ近くに、なかったはずの活断層が発見されたことで現地では大変な騒ぎになっている。

今日の集いは2回目だが、前回はちょうど神戸の地震が起きたすぐあとに開かれた。そのすぐ後、島根大学の地質をずっと研究している先生が、「この島根原発のすぐ近くには、地質学的に言っても総延長26 km以上になる宍道断層がある。その大半は活断層の可能性があるし、たとえ古い活断層であっても地震を起こす危険性は十分あるから、中国電力は調査する必要がある」ということを、マスコミの取材に対してコメントした。私たちもこの宍道断層についてずいぶんしつこく再調査を求めてきた。しかし中国電力はその当時2号機の建設時に調査したところ、この地域には大きな地震を起こす活断層はなかった。まあ、あっても2 kmくらいでしょうね」と言って、突っぱね続けてきた。

### 次々に破綻する島根原発の「耐震性」

この問題は中断するが、3年後に3号機の増設にともなう地質調査が行われた。当時の島根県もこの断層についての調査を強く求めたし、また世論も神戸の地震によって原発は本当に大丈夫なのかという声が爆発し、いわば世論に負けるという形でこの宍道断層の調査をした。その結果、1年後に「実はこの宍道断層は活断層だった」ということが確認された。

南講武と佐陀本郷の2ヶ所のトレンチが行われたが、この調査方法についても地元の研究者たちは「わずか2ヶ所とはズサンすぎる。通常なら4～5ヶ所やるのが当たり前」として、調査方法から批判した。結果的に南講武で誰が見ても間違えることがない「りっぱな」活断層が出てきた。それを聞いた島根県はカンカンに怒ったという。夜中じゅうにわたって中国電力を呼びつけて「いったいどういうことだ」と詰め寄ったそうだ。すぐあとに3号機を増設しているんな交付金や地域振興策を是非とも進めたいという思いも県の方にはあるから、「何としても安全確認をしてもらいたい」と、当時の資源エネルギー庁に再調査を強く要請した。もちろんやってきたエネ庁も中国電力と県の思惑にやられて「中国電力の調査結果には間違いがない。妥当だ」と言ってそそくさと帰っていった。この国の安全宣言を受けた形で、県は最終的に安全宣言をOKしてしまった。



↑ 2号機申請時のリニアメント

もちろん住民の私たちは安全宣言に納得するわけがない。私たちは翌年この1・2号機の運転差し止めを求める裁判を開始した。私たちはその中で、「基本的に敷地からわずか2.5 kmという、すぐ近くに活断層があるというだけで、ここには絶対原発を建ててはならない」と。立地審査指針が求めている条件の中には、将来大きな事故を起こす誘因となるような事象が起きないということが保証されなければならないということをうたっている。そういった立地条件も満たしていない。だから、そもそも原発は建ててはならないということを主張している。

もちろん1・2号機はここに活断層がないことを前提にして設置許可を受けている。許可条件が成り立っていない。

中国電力は長さが8 kmと言っているが、さっき言ったように、地元の研究者たちは「長年にわたってこの地域の活断層を調査している。自分たちの研究してきた、そして学者としての良心に従っても中国電力の結果は納得しがたい。間違っている」と言っている。広島大学のある研究者は長さ15 km以上は確実だとも言っている。こいうふうに長さそのものの見解も分かれているので真相は定かでない。

もう一つ、地元の研究者が中国電力の調査が間違っていると指摘しているのは、佐陀本郷のトレンチを行った場所だ。今回中電が調査(トレンチ)したのは、1・2号機の設置許可申請をしたときに引いたリニアメントから南にずれた場所。私たちは中国電力はわざとはずしたんじゃないかと思っている。というのは、ここも含めてしまうと広島大学の研究者が言うように活断層の長さが15 kmを超える。そうすると想定される地震のマグニチュードがより巨大になり、現在の耐震設計に従っても安全設計が非常に危うい状況になるからだ。

### 活断層無くてもM7クラスの地震は起こる

それから、私たちが裁判を続けている間に

鳥取県西部で地震が起きた。これまで活断層が認められていなかった所でM7(マグニチュード7)クラスの地震が起こった。その地震が起きた後も最大で10 cm程度のズレが認められている。研究者達はそれが確かに活断層だという結論は出していない。推測でしかない。そんなものは長年たてば消えてしまうから、M7クラスの地震が起きても活断層は地表に現れないし、現れていない所でも大きな地震が起きたわけだから、私たちは地表の活断層の長さからM6.3の地震と決めつけること自体が間違っているということも主張している。

現在まで裁判は9回続けられ、この長さが8 kmなのかどうかという論争が続いているところだ。この論争が終わったあとで耐震設計の問題にも入ってくると思うが、本来全ての資料を持っている被告の側が原発の安全性について具体的な証拠をあげて論証して行かねばならないと私たちは常々主張するが、これまで被告の側は「この長さが8 km以上であるという根拠を具体的に示して、危険性が具体的に切迫しているということを示せ」と言って、沈黙を続けている。今まで一切反論をしようとしてこのまま裁判を乗り切ろうと思っているように見える。私たちは自分たちが主張する点、多くの学者から指示を得ていると確信を得ているが、裁判自体、証拠を突き付ける中で具体的に論争していくという形を取るのので、できれば私たちは中国電力が調査の場所を間違えていると言っている場所で、私たち自身が掘ってみたいなあと思っている。

なんとしてもこの裁判に勝って、1・2号機止めたいと思っている。3号機も長さが8 kmということで設置許可申請しているから、これの動きにも多大な影響を与えてくると思う。なんとしても、全国の皆さんにご協力をお願いしながら、私たちの願いを実現させていきたい。また、よろしくお祈りします。

(文責：若狭ネット編集局)